

# 農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和5年6月

群馬県

# 目 次

第1 前 文	1
第2 農村地域への産業の導入の目標	2
第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	5
第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	5
第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地（工場、事業場その他の施設の用に供する土地という。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整に関する方針	6
第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	8
第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	9
第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	10
第9 その他必要な事項	10

(参考資料)

農村地域への産業の導入の実態

# 第1 前 文

## 1 趣旨

昭和46年に、農村地域工業導入促進法が、農村地域への工業導入の計画的な促進と導入工業への農業従事者の就業の促進、更には農業構造の改善を促進することにより、農業と工業の均衡ある発展及び雇用構造の高度化に資することを目的に制定された。

昭和63年には、導入を促進する業種に道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の4業種を加えること等を内容とする改正が行われ、法律の名称も農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。)に改められた。

平成29年には、導入を促進する産業の業種に係る法律上の限定が廃止される等を内容とする農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年6月2日法律第48号。以下「一部改正法」という。)が制定され、法律の名称も農村地域への産業の導入に関する法律(以下「農村産業法」という。)に改められた。

本県においては、昭和46年以来、積極的、計画的に工業の、また、昭和63年の農工法改正による基本計画の変更後は、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の、さらに、平成29年の農村産業法改正による基本計画の策定以降は、立地ニーズや事業実現の見通しが高い22業種の導入に努めてきたが、今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第12次地方分権一括法)による農村産業法の改正により、都道府県の基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止され、国において、「農村地域への産業の導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」が変更(令和4年5月20日)されたことに伴い、基本計画を変更するものである。

## 2 現況と課題

- (1) 本県の農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中であって、農村を振興するため、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、新たな就業機会が確保されなければ農村から流出することが懸念されるような者や、就業機会が確保されれば都市から農村に流入することが期待される者等に対し、農業以外の選択肢を用意することにより、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。
- (2) このような状況を踏まえ、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と農村地域に導入される産業(以下「導入産業」という。)との均衡ある発展が図られる業種を国が定める基本方針や県が定める基本計画等に即しながら、市町村が実施計画において定めることとしている。

今後も、農村産業法に基づき、農村地域の様々な農業者や地域住民が、地域で住み続けられるよう農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の就業の場を用意することで、担い手等に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改革を進めると同時に、魅力ある農村づくりを進めていく必要がある。

### 3 策定の方針

本県の農村地域への産業の導入に関する基本計画は、以上のような現況と課題を踏まえるとともに、魅力ある農村づくりを進めていくため、県民本位の視点から、次の諸点に留意して策定するものとする。

- (1) 農村地域への産業の導入に際しては、国際化、高齢化、情報化、成熟化社会の進展、国民の価値観の多様化等の、近年における農村社会をめぐる諸情勢の変化に対応して、計画的かつ調和のとれた産業の振興を図るとともに、生活環境の整備に努める。
- (2) 農村地域への産業の導入を計画的に行うことにより、農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の他産業への就業機会を創出し、農家所得の増大を図る。
- (3) 農村地域への産業を導入することによって、導入企業に就業する者等が所有する農用地については、地域農業の牽引役となる認定農業者や集落営農組織等の担い手に対する集積・集約化を促進する。
- (4) 農村地域への産業の導入に当たっては、農村地域における土地利用に関する諸計画に即し、地域社会との調和、既存産業との協調並びに公害防止、自然環境の保全等による生活環境及び社会環境の保全に留意しつつ、成長性と安定性のある産業の導入を図る。
- (5) 農村地域への産業の導入に際しては、近年の産業の立地の動向、在宅通勤圏の広域化、労働力の需給等にかんがみ、広域的な視点に立った産業の導入を推進する。
- (6) 農村地域への産業の導入に伴う労働力の需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分留意しつつ、導入された産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、その安定的な雇用機会の確保を図る。  
なお、この際、中高年齢者、女性、U I J ターン希望者、出稼ぎ等の不安定就業者、若年層、障害者等の雇用の促進に努める。
- (7) 産業用地等については、優良な農用地への選定を極力避けつつ農村地域に導入される産業が必要とする用地が確保されるよう十分配慮するとともに、可能な限り団地化を促進する。
- (8) 新たな実施計画の策定については、既存の実施計画の進捗状況、地域住民の意向等から産業の導入の必要性及び可能性を総合的に勘案し、良好な立地条件、産業基盤、立地ニーズや事業の実現の見通し等、産業の導入の基本となる諸条件が整う場合に策定する。

## 第2 農村地域への産業の導入の目標

### 1 導入業種

- (1) 農村地域への産業の導入に当たっては、農業と産業の協調関係の樹立を基本としつつ、長期的、総合的かつ広域的な観点からの各種の施策を講じて農業と産業が一体となった地域の振興を図り、農村地域における定住条件の整備を推進する。

このため、農業振興地域整備計画等の農村地域に係る土地利用に関する諸計画に即しつつ、産業の導入と農業構造政策との有機的連携並びに導入企業と既存企業を含めた関係企業及び地域社会との調和を基調にすえ、成長性と安定性に富み、公害の恐れがなく、地域の振興のための効果が期待される中核的産業を積極的に導入し、適地適業の促進並びに農業構造の改善を図るとともに、農村地域のもつ様々な資産を活用した多様な就業機会の確保に努めるなど都市と農村地域の調和ある発展を促進する。

- (2) 導入業種については、当該産業の立地・導入により、地域の農業者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の担い手に対する農地の集積・集約化が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られることが必要である。

この場合において、雇用の実現見通し等の地域の実情を踏まえるとともに、公害のおそれの無い業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど環境保全に配慮する。

また、農村全体の雇用の確保と所得の向上を図るため、多様な地域資源を生かした6次産業化等による付加価値向上に取り組む産業の積極的な導入を図る。

## 2 選定の考え方

- (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。

産業導入地区において地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質を確保するため、常用雇用者が常駐しない事業や、雇用創出効果が低く広大な施設用地を要する事業については選定しないこととする。

導入業種を選定する際は、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われるものを優先する。また、農村地域の住民の希望及び能力に沿った就業により、所得の向上が図られる業種を優先的に選定する。

- (2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること。

市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。

したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

- (3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。

導入業種について、周辺地域の他の産業や住民の多くが事業環境や生活環境等への影響に懸念を抱かないよう、市町村の都市計画等の方針に適合するものとし、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要がある際には、周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等への影響を踏まえて業種を選定を行う。

- (4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること。

「地域資源を活用した産業」とは、地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業をいう。

- (5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。

農村産業法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

## 3 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

- (1) 産業導入地区の区域の設定を通じて、農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、農村産業法第2条並びに農村地域への産業の導入の促進等に関する法律施行令（昭和46年政令

第 280 号) 第 1 条、第 2 条及び第 3 条の定めるところにより、21 市町村（沼田市、渋川市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町）の区域とし、これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保して、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

ただし、農村産業法附則第 2 条により改正前の農工法第 5 条 1 項により定められた前橋市、高崎市及び桐生市の実施計画については、農村産業法第 5 条第 1 項の実施計画と見なす。

- (2) 産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を、あらかじめ各種土地利用計画担当部局と行うこととし、その内容を市町村実施計画に反映するものとする。

この場合、自然環境の保全に留意しつつ適正に推進する必要があることにかんがみ、自然公園の特別保護地区・特別地域、国又は県が指定した自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区、史跡名勝記念物等の指定地及びこれらの地域の周辺でこれらの地域の良好な自然環境の保全に影響を及ぼすおそれ大きい地域については、産業の導入地区の設定を避けるものとし、自然公園の普通地域、特別保護地区外の鳥獣保護区及び県が指定した緑地環境保全地域並びに埋蔵文化財包蔵地についても産業導入地区の設定を極力避ける。

また、各種土地利用計画担当部局と調整をするに当たっては、国土利用計画法第 7 条第 1 項の規定に基づく群馬県国土利用計画及び同法第 9 条第 1 項の規定に基づく群馬県土地利用基本計画並びに群馬県都市計画区域マスタープラン及び市町村都市計画マスタープラン並びに群馬県農業振興地域整備基本方針及び市町村農業振興地域計画並びにその他の法律による土地利用計画との整合性が図れるようにする。

- (3) 産業導入地区は、認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進及び周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないように設定することとする。また、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め遊休地について把握を行い、こうした土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。そのため、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示することとする。

また、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じることのないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。

- (4) 工場立地法（昭和 34 年法律第 100 号）に基づく工場適地調査地区内において、市町村が実施計画を定める場合は、工場適地（農用地については農林水産省と経済産業省との間で協議を了して、工場又は事業所の立地に適当であるとされているもの）の中から工場用地等を選定する。その場合においては、関係機関等と調整を行う。
- (5) 産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。
- (6) 既に実施計画が策定された農村地域であって、いまだ、産業の導入が行われていない地区については、広域的な経済圏の形成と産業の適正配置の観点から、諸条件の変化に対応して当該実施計画の見直しを行いつつ、速やかに産業が導入されるよう誘導するほか、必要に応じて産業導入地区の縮小又は取消し等の変更を行う。

#### 4 配慮事項

- (1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業を含めた関連企業等との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和に十分留意し、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業の導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、住宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が長期的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

### 第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入は、その地域における農業と産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的としており、本県における産業構造の改善に関する諸施策との綿密な連携をとりつつ、離農者及び農業従事者の導入産業への円滑な就業を促進する。

- (1) 導入産業への就業者については、認定農業者等の地域農業の担い手(その後継者を含む。)となる農業労働力の育成・確保に十分留意し、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定的な雇用機会の確保を図る。
- (2) この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I Jターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。
- (3) 導入産業への就業に当たっては、労働条件面等で若年層に魅力のある雇用機会づくりに配慮のうえ、農業従事者等が希望と能力に応じて就業することを促進するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。

## 第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域への産業の導入を通じ、労働力及び農地の流動化を促進するとともに、農業生産基盤の整備を図り、需要の動向及び地域の特性に応じた作目を中心に生産の組織化を進め、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）で示された政策の方向及び群馬県農業農村振興計画に即した農業構造の改善及び農業生産の再編成を促進する。また、これと併せ、生活環境施設の整備と地域住民の余暇活動等の活性化を促進し、もって農業と産業との調和ある発展及び農業従事者と他産業の従事者等との融和を図り、活力と魅力あふれる農村づくりを進めることを目標として適切な施策の推進を図る。

### (1) 農業基礎条件の整備促進

農業と産業の調和ある発展を図るため、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤、農業近代化施設、農産物の流通加工施設、新規就農者育成・確保施設及び生活環境施設の整備等農業基礎条件の整備を計画的に推進することにより活力と魅力あふれる農村づくりを進める。

### (2) 担い手に対する農地の集積・集約化の促進

農村地域における産業導入の促進が、農業構造の改善を阻害しないよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、地域における話し合いに基づき作成された「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意し、認定農業者や集落営農組織等の地域農業の牽引役となる担い手を明確化し、その経営基盤を強化するため、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進める。

### (3) 生産の組織化の促進

農業生産の効率化に資するため、地域の実態、基幹となる作目、生産組織に参加する農家の構成等に応じて農業生産の組織化を図る。

### (4) 農産物の高付加価値化

農業を支援する機能を有する産業と地域の農業とが相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図る。

## 第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

第2の3により産業導入地区を設定し、農村地域へ産業を導入するに当たっては、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農業的な土地利用を図ることが適当である集団的優良農地の保全及び周辺農業への影響を考慮しつつ、以下の方針により、産業の導入が適切かつ円滑に行われるよう施設用地の農用地等との利用の調整を行う。



- (1) 農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づく市町村整備計画が定められている市町村の区域内に産業導入地区を設定しようとするときは、当該整備計画の農用地利用計画において農用地区域としている区域外に産業導入地区を設定するものとする。

ただし、やむを得ず、産業導入地区に農用地を含める場合は、次の調整方針に基づいて、産業導入地区を設定することとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

ア 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる

イ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる他、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、市町村の担当部局は県の農政部局と密接に調整する。

また、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）が市町村において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行う。

- (2) 上記(1)に基づく調整については、市町村の商工業及び農政担当部局の他、国土利用計画、都市計画、環境等の関係部局において十分に調整するものとし、調整した内容を実施計画に反映させるものとする。
- (3) 既に実施計画を定めた地区で、いまだ産業の導入が行われておらず、地域の社会、経済情勢等の変動に応じて再検討を要するものについては、広域的な観点に立って実施計画の見直しを行うものとするが、これに伴い産業導入地区の縮小又は取消し等の実施計画の変更を行う場合は、優良な農用地確保の観点から、当該土地がその形状からみて農用地区域に含めることが適当であると認められるときは、農用地区域に編入する。

## 第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズや将来の見通しを的確に把握したうえで、必要な産業用地等の確保、道路、工業用水道、通信運輸等の産業関連施設の整備及び生活関連施策をはじめとする定住条件の整備を計画的に進める。この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町村との連携により効率的に進めるよう配慮する。

### (1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進する。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

### (2) 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤の一体的整備、文化の振興に努める。

## 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農村地域への産業の導入に当たっては、住宅通勤圏の広域化を踏まえ関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性がとれたものになるよう留意する。中高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備を図るとともにU I J ターン希望者の円滑な雇用促進を図るため、職業相談、指導、職業訓練等必要な援助を行うものとし、更に勤労者福祉施設の設置等雇用環境の整備に努める。

### (1) 地域労働力の需給調整

実施計画の策定に際しては、その地域における労働市場の実情に即応して農業、既存産業及び導入産業の相互間で、労働力の競合が生じないように十分調整する。

### (2) 雇用情報の収集及び提供

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等（以下「農業従事者等」という。）の導入産業への就業を円滑にするため、市町村、農業団体、公共職業安定所等が相互に密接な連携を保ち、導入企業の労働条件、職種内容及び地域労働市場の動向に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

### (3) 職業紹介の充実等

導入産業に対して、雇用管理及び雇用の安定等に関する指導援助を図るとともに、特に中高年齢者が容易に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

### (4) 農業従事者等に対する職業訓練

農業従事者等が離転職を希望する場合、中高年齢者が多くなると見込まれることから、これら中高年齢者の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、必要に応じて公共職業訓練及び職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事

業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

## 第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発 その他の事業に関する事項

### 1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、市町村における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて、認定農業者や集落営農組織等の地域農業を支える担い手の経営基盤の強化や法人化の促進、農地中間管理機構の活用等を通じた担い手に対する農地の集積・集約化の促進等により、競争力の強化を図る。

また、導入産業に就業した者の農地等が、農地の集積・集約化の促進等に資するように努める。

### 2 農業生産基盤及び農業施設の整備

優良農地を確保し、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進する。

また、既存の農業施設の有効活用を推進するとともに、生産・流通・加工・販売を通じた組織の育成等と併せて、農業生産近代化施設や農産物の流通加工施設等の計画的な整備を推進する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 環境の保全等

農村地域への産業の導入に当たっては、地域の環境特性を踏まえ、環境基本法、群馬県環境基本条例等の法令及び環境基本計画、群馬県環境基本計画等に基づき、貴重な自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど農村地域の環境保全に十分配慮する。

#### (1) 環境保全への配慮

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、開発をとまなう事業を実施する場合には、必要に応じ環境影響評価法及び群馬県環境影響評価条例に基づいて、環境に与える影響を調査、予測及び評価し、その過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討して、その結果を反映させた実施計画を策定するとともに、事業の実施後においても、環境に与える影響を把

握するための措置を講じ、必要に応じて環境保全について必要な措置を講じる。

## (2) 公害防止等

導入産業においては、公害関係規制法及び群馬県的生活環境を保全する条例に基づく各種の規制基準等の遵守と公害防止施設の完備に万全を期するものとし、県は、必要に応じて、導入産業と関係市町村との間で公害防止のための協定を締結するよう指導する。あわせて、自然環境保全法及び群馬県自然環境保全条例等の法令に基づき、自然環境の適正な保全を総合的に推進する。

また、交通量の増加に伴う道路における交通事故等の危険性や交通渋滞の発生等を防ぐなど、安全で円滑な交通環境の確保に配慮する。

## 2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止、新規学卒者等若年者の地元就職及びU I J ターン希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び市町村、農業団体、公共職業安定所等による職業紹介等を総合的に進める。

## 3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入が過疎地域、山村地域等における人口の流出の抑止、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことにかんがみ、産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう配慮する。

## 4 農村団体等の参画

農村地域への産業の導入に当たっては、実施計画の策定段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入の円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これら団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

## 5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会と相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の関係部局間の十分な連携等に努める。

## 6 企業への情報提供等

県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び関東農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や地方公共団体が独自に講じて

いる企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

## 7 遊休地解消に向けた取組

遊休地については、県や市町村のホームページで工業用地を紹介する等、それぞれ個別の誘致活動を行うとともに、県と市町村が連携した誘致活動を行うこととする。

また、定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、新規産業の導入を図るだけでなく、既に立地している企業の敷地拡張要望に対応する等、当該土地の活用を図るほか、産業の導入見込みが無い地区については、導入地区の縮小や取り消しを検討する。

## 8 撤退時のルールについて

産業の導入においては、企業の急な撤退等により、長期にわたり産業導入地区内の土地が利用されなくなる事態又は撤退後に残された施設が新たな企業の立地等の妨げとなる事態を避けるため、市町村は、実施計画に基づき農地転用を行った後に、立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないように、事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町村と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定すること又は次の9によりフォローアップを行う体制を確保することのほか、以下に留意する。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、基本方針5（8）に基づき、市町村が撤退時のルールについて実施計画に盛り込み企業に同意を求める取組を行うよう努める。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、跡地を有効活用するための選択肢の一つとして、農地としての利活用を推進することも考えられる。

## 9 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果は県を通じて国に共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。

県及び市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制の確保に努める。